

岐阜県ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、県が成長産業として位置付けるヘルスケア産業（医療・福祉機器、医薬品、健康食品）に取り組む県内企業が、新規参入から事業化において様々な障壁を乗り越えるために必要な事業を支援することを目的として、予算の範囲内で、ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 県内に本社又は製品を製造する事業所を有する法人又は個人（岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワークの登録者に限る。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が適当と認める団体又は個人

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であるこ

とを知らながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び経費（以下「補助対象経費」という。）並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第6条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない配分の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (2) 補助対象事業の内容の変更（補助対象経費の総額の20%を超えない減額並びに補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第2号様式）
 - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、補助金の交付の決定の日から10日を経過する日とする。

(状況報告)

第8条 補助事業者は、規則第11条の規定による遂行状況の報告について、知事から要求があった場合は、速やかに別記第5号様式による事業遂行報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は知事が別に定める日のいずれか早い日とする。

（補助金の交付時期等）

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付の決定をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

（成果の発表等）

第12条 知事は、補助事業で実施した事業の成果について必要があると認めるときは、補助事業者に発表させるほか、県の広報誌に掲載することができるものとする。

（財産の処分制限）

第13条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、知事は、その交付した補助金の全部又は一部を納付させることができる。

（書類、帳簿等の保存期間）

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）とする。

（書類の提出部数）

第15条 この要綱により提出すべき書類の部数は、1通とする。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助金の額
<p>(1) 試作開発支援事業</p> <p>・医療現場などからのニーズを基にした製品の企画、市場調査及びコンセプト設計にかかる経費を補助する。</p> <p>・市場調査、コンセプト設計を完了したものについて、試作（改良試作を含む）、医療現場等からの評価にかかる経費を補助する。</p>	市場調査費	市場調査や波及効果の調査にかかる経費（外注費、謝金、図書資料費等）	<p>(上限)</p> <p>1,800千円</p> <p>補助対象経費に1/2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額</p>
	試作等開発費	試作の開発に必要となる消耗品費、設計及び開発にかかる外注費、産業財産権又は実施許諾の取得経費（ライセンス料を含む。）大学などへの研究委託費、試作に必要な機械装置等（1台当たり50万円未満の機械装置に限る。）の整備に要する経費	
	産業財産権出願費	特許権、実用新案権、意匠権の出願にかかる経費（国内出願に限る。）	
	試作評価費	評価のために専門家に支払われる経費（委託費、謝金・旅費等）	
<p>(2) 製品化支援事業</p> <p>製品化に必要な臨床評価用の設計試作・薬事申請等にかかる経費を補助する。</p> <p>※全体計画を示すこととし事業が複数年度にわたる場合は年度ごとに申請すること。</p>	臨床評価用試作等開発費	試作等の開発に必要となる消耗品費、設計及び開発にかかる外注費、大学などへの研究委託費、試作に必要な機械装置等（1台当たり50万円未満の機械装置に限る。）の整備に要する経費	<p>(上限)</p> <p>10,000千円</p> <p>補助対象経費に1/2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額</p>
	臨床評価費	評価のために専門家に支払われる経費（委託費、謝金、旅費等）	
	薬事承認対応費	薬事申請にかかる経費（コンサルタント料、内部監査員養成研修費用、認証等取得環境整備に要する事務費等）	
	産業財産権出願費	特許権、実用新案権、意匠権の出願にかかる経費	
	その他	補助対象事業を遂行するために知事が適当と認める経費	

(3) 国内外販路開拓支援事業 医療機器、福祉機器、医薬品・健康食品を対象に、国内外の販路を開拓するための国内外展示、商談会への出展にかかる経費を補助する。 ※同一製品について、2件（国内1件、海外1件）までの申請を認める。	展示会出展費	出展にかかる小間使用料、出展基本料、小間装飾費、什器備品のリース費用、輸送費、通訳費等	(上限) 国内 400千円 海外 1,000千円
	販売促進費	展示会出展に際して自社の製品または技術のPRに係る経費（印刷費、動画制作費、広告制作費等）	補助対象経費に1/2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内の額
	その他	補助対象事業を遂行するために知事が適当と認める経費	

(注) 公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）その他知事が別に定める経費は、補助対象外とする。

(注) 補助対象経費は、交付決定日以降で補助対象期間内に発生した上表に掲げる経費とする。

ただし、「事前着手理由書」の提出があり、知事が「事業の性格上又はやむを得ない理由がある」と判断した場合は、この限りでない。

別記

第1号様式（第5条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金交付申請書

次のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 補助事業の目的及び内容

別紙 事業実施計画書のとおり

3 補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金交付申請額	金	円

《添付書類》

- ・ 事業実施計画書

第2号様式（第6条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金事業経費配分変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の
経費の配分を、下記のとおり変更したいので承認を申請します。

記

1 変更する事業名

2 変更の理由

第3号様式（第6条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金事業内容変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金に係る事業の内容を下記のとおり変更したいので、承認を申請します。

記

1 変更する事業名

2 変更の理由

3 変更の内容

別紙 事業実施計画書のとおり

第4号様式（第6条関係）

（日本産業規格A4版）

年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

名 称

代表者氏名

年度ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた標記補助金に係る事業
を下記のとおり中止（廃止）したいので承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 中止（廃止）の理由
※ 具体的に記載すること。
- 3 中止の期間（廃止の時期）

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名
事務担当者及び連絡先

年度ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金事業遂行報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業の遂行状況について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名	
2 着手年月日	年 月 日
3 交付決定額	円
4 進捗状況	(事業計画と比較して具体的に記入すること。)
5 今後の見通し	

6 経費の執行状況

(単位：円)

経費区分	内容	補助事業に要する経費 (税抜)		補助対象経費 (税抜)		左の負担区分			
						自己負担額		補助金の額	
		予算額	決算見込額	予算額	決算見込額	予算額	決算見込額	予算額	決算見込額
合 計									

- (注) 1 予算額欄には、事業実施計画書に記載したもの(事業実施計画書を変更した場合は、承認を受けた変更後の計画に基づくもの)を記入すること。
 2 補助対象経費は、補助事業に要する経費のうち補助金の交付の対象となる経費について、消費税額及び地方消費税額を控除した金額を記入すること。
 3 予算額と決算見込額が著しく相違するときは、その理由を記入すること。
 4 経費については、千円未満を切り捨てず円単位まで記入すること。ただし、補助金の額の合計は、千円未満を切り捨てた額を記入すること。

7 経費の支出状況

経費区分	内 容	積 算	金 額 (税込)	補助対象経費 (税抜)	見 積 年月日	契 約 年月日	入 手 年月日	支 払 年月日
			円	円				
			円	円				
			円	円				
			円	円				
合 計			円	円				

- (注) 1 内容欄には、経費区分ごとに詳細な経費を記入すること。
 2 積算欄には、経費ごとに名称、積算明細@単価(消費税等込み)×数量＝金額(消費税等込み)、仕様、購入先等を記入すること。
 3 金額欄は、消費税額及び地方消費税額を含めた額を記入すること。
 4 補助対象経費(税抜)欄には、補助金交付の対象となる経費について、公租公課(消費税額及び地方消費税額を含む)を控除した金額を記入すること。
 5 入手年月日欄には、補助対象物件が納品された日を記入すること。

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

年度ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた標記補助金に係る事業を 年 月 日付けで完了しましたので、岐阜県補助金等交付規則第13条の規定により次の書類を添えて報告します。

記

1 補助金の交付の対象となった事業名

2 補助事業に要した経費及び補助金の額

(1) 補助事業に要した経費	金	円
(2) 補助対象経費	金	円
(3) 補助金の額	金	円

《添付書類》

- ・ 事業実績報告書

岐阜県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

発行責任者
担 当 者
連絡先（電話番号）

年度ヘルスケア産業ステップアップ支援事業費補助金交付（概算払）請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた標記補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求する事業名

2 補助金請求額	金	円也
内訳 交付決定額		円
既受領済額		円
確定額		円
今回請求額		円
残 額		円

3 振込先

金融機関名	銀行（金庫）	支店
口座名義（ふりがな）		
預金の種別	普通 ・ 当座	
口座番号		

（注）概算払請求の場合は、補助対象経費支出実績書（別紙）を添付すること。

補助対象経費支出実績書

経費区分	内 容	金 額 (税込)	見 積 年月日	契 約 年月日	入 手 年月日	支 払 年月日	補助金充当額 (税抜)	備 考
		円					円	
		円					円	
		円					円	
		円					円	
		円					円	
合 計		円					千円	

- (注) 1 内容欄には、名称、積算明細@単価(消費税等込み)×数量=金額(消費税等込み)、仕様等を記入すること。
2 入手年月日欄には、補助対象物件が納品された日又は調査等実施された日を記入すること。
3 備考欄には、購入先、支払先等を記入すること。
4 金額欄には、消費税額及び地方消費税額を含めた額を記入すること。また、経費区分ごとに消費税額及び地方消費税額の合計を示すこと。
5 補助金充当額欄には、補助金の交付を希望する額で、その限度は、消費税等を差し引いた補助対象経費に補助率(1/2)を乗じて得た額(1円未満切捨て)を記入すること。
6 金額については、円単位まで記入すること。ただし、補助金充当額の合計は、千円未満を切り捨てた額を記入する

